



島根県報

令和2年3月31日（火）

号外第32号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

(") 3

告 示

島根県告示第200号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	黒沢安城浜田線	浜田市三階町1551番2地先から同市河内町1948番8地先まで	前	A	メートル 4.00～70.00	3,777.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 廃道 河川管理者へ移管
		浜田市三階町1551番2地先から同市河内町1686番1地先まで		B	10.00～139.00		
		浜田市三階町1551番2地先から同市河内町3222番4地先まで	後	A	4.00～45.00	953.00	
		浜田市三階町1551番2地先から同市河内町1686番1地先まで		B	10.00～268.00	3,524.00	

島根県告示第201号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	本庄福富松江線	松江市大井町251番2地先から同町192番5地先まで	メートル 208.72	令和2年 3月31日	松江県土整備事務所	

島根県告示第202号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	黒沢安城浜田線	浜田市三階町1551番2地先から同市河内町1686番1地先まで	メートル 3,524.00	令和2年 3月31日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市三階町1551番2地先から同市河内町3222番4地先まで	953.00	令和2年 3月31日		